(8) Contact point for the notice : Mari Yuki, Accounts Division, Welfare and Medical Service Agency, Hulic Kamiyacho Building, 4―3―13, Toranomon, Minato-ku Tokyo 105―8486, Japan Tel 03―3438―9929

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年８月16日
独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
契約担当役理事　児玉　進矢
◎調達機関番号　617　◎所在地番号　12
1　調達内容
(1) 品目分類番号　62、29
(2) 調達件名及び数量　固定電話通信サービス提供業務　一式
(3) 調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
(4) 履行期間　仕様書による。
(5) 履行場所　仕様書による。
(6) 入札方法
① 入札金額は、総価を記載すること。
② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか、又は課税取引であるか非課税・不課税取引であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和04・05・06年度における各省庁の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「A」又は「B」等級に格付けされている者であること。
(4) その他独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構契約担当役理事が別に定める資格を有することを証明した者であること。
3　入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒261―8558 千葉県千葉市美浜区若葉３―１―２　高度訓練センター内　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　経理部契約第二課契約第一係　電話043―213―6425
※入札書及びその他必要書類の提出場所は、高度訓練センター４階の経理部契約第二課契約第一係であること。
（高度訓練センター１階の総務課には提出しないこと。）
(2) 入札説明書等の交付方法　本公告の日から３の(1)において、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後１時から午後４時までの間に交付する。
なお、電子メールにて入札説明書等の交付を希望する場合は、以下のとおり keiyaku@jeed.go.jpあて依頼すること。
① 電子メールの件名は、『「固定電話通信サービス提供業務」に係る入札説明書等の交付依頼』とすること。
② 電子メール本文に、会社名、全省庁統一資格の業者コード（申請中の場合は記載不要）、担当者名、電話番号、ＦＡＸ番号及びメールアドレスを記入すること。
(3) 入札書の提出期限　令和５年10月５日16時00分
(4) 開札の日時及び場所　令和５年10月17日11時00分　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　高度訓練センター６階602会議室
4　その他
(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札保証金及び契約保証金　免除。
(3) 入札者に要求される事項　この競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに必要な証明書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。
(4) 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(5) 契約書作成の要否　要。
(6) 落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者と決定する。
(7) 手続における交渉の有無　無。
(8) その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shinya Kodama, Executive Director of Accounting Department, Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers
(2) Classification of the Products to be procured : 62, 29
(3) Nature and quantity of the services to be required : Landline service, 1 set
(4) Fulfillment period : As described in the specification
(5) Fulfillment place : As described in the specification
(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall
① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
③ have Grade A or B “Service” in terms of the qualification for participating in tenders specified by Single qualification for every ministry and agency (in fiscal year 2022―2024)
④ meet the qualification requirements which may be specified the Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers in charge of disbursement of the procuring entity
(7) Time limit for tender : 16 : 00, 5 October, 2023
(8) Contact point for the notice : The Contract Division, Accounting Department, Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers, 3―1―2, Wakaba, Mihama-ku, Chiba-shi, Chiba 261―8558 Japan. TEL 043―213―6425

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年８月16日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
横浜医療センター院長　宇治原　誠
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　14
1　調達内容
(1) 品目分類番号　4
(2) 購入等件名及び数量　医薬品　12品目（詳細は入札説明書による）
(3) 調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
(4) 契約期間　令和５年10月16日から令和６年９月30日まで。
(5) 納入場所　独立行政法人国立病院機構横浜医療センター
(6) 入札方法　入札金額については、購入物品のほか、納入に要する一切の費用を含めた額とすること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。